

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会専決処分に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会定款第11条第1項ただし書きの規定により、会長が専決処分できる業務について必要な事項を定めるものとする。

(専決処分事項)

第2条 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会の業務のうち、会長が専決処分できる業務は次に掲げるものとする。ただし、法人運営に重大な影響がある業務は除く。

- (1) 職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 法令等の制定改廃に伴う規程等の制定改廃
- (4) 義務的な経費等で緊急に必要とする予算の補正。ただし、職員の給与改定を除く。
- (5) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (6) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次に掲げる軽微なもの
 - ア 消耗品等の購入
 - イ 施設設備の保守管理契約
 - ウ 緊急を要する物品等の購入
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えて使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (9) 寄附金の受入れに関する決定

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。